令和５年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富山県

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.8%
全職員	80.5%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	103.8%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	97.9%
本庁係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	93.4%
３１～３５年	99.1%
２６～３０年	99.2%
２１～２５年	89.2%
１６～２０年	90.7%
１１～１５年	84.4%
６～１０年	83.5%
１～５年	80.2%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 79.2%である。

・当該職員の男女比は5:4であるところ、他の職種に比べて給与水準が高い医師又は歯科医師の男女比は4:1である。

・職員数の男女比について、勤続年数 20 年以下の区分にあってはおよそ1:1であるところ、21 年以上の区分においてはいずれも男性の割合が高い。（＝給与水準が高い区分の男性の割合が高い。）

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・会計年度任用職員について、当該職員の男女比は3:7であるところ、他の職種に比べて給与水準が高い医師又は歯科医師の男女比は2:1である。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までに年度単位で算出している。

＊ 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、企業局） については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。